

全ての個人資産が無くなり、店舗をかまえる場合は、津山街づくり(株)または天満屋に家賃を出して出店することになります。

県の是正命令に反対した権利者は、今、係争中で、第一審では敗訴しており、「家賃収入」は供託されています。最終的に裁判で敗訴しますと「供託金を没収」され、「工事代未払いの責任」をとらされることになりましたが、裁判の行方が注目されています。

地区外に移転した元権利者

再開発に反対した権利者、組合に全権利を売り移転した人たち、こうした権利者、立退き者は、「再開発に協力させられた」「そのために犠牲になった」という立場の人も在りますが、再開発前の「資産の状況」から比べたら「補償費は優遇されている」と指摘せざるをえません。ごく一部に「弱小権利者」も存在し、何も知らされていなくて、特に「得をした」訳でもなく、権利を取られようとしている「気の毒な」権利者も存在しています。

再開発に「反対」の立場の権利者と過大補償費のもつ意味合いは

平成九年当時、再開発事業の特命参事であった西川公人氏が、準備組合と中央街区組合に出した「西川文書」ですが、「再開発に反対していた権利者への補償費のありよう」を知る文書です。

○再開発に反対していた権利者を「出口グループ」と称し、その人たちの説得に「二十六億円の過大補償費」が必要であるとの組合側の申し出に対し、「市街地再開発事業として認められないため、津山商業開発(株)で措置するように求めた」ものです。

○二十六億円の内、十一億円が「過大補償費」であり「十五億円は地区外物件購入費」に使用されています。

○平成九年八月八日に行政内部で市長も参加して「三十六億円の資金不足」などについて協議が行われていますが、効果的な改善策は講じられないままになっています。

過大補償費資金は今後整理する必要がありますが、継続審査案件としました。

あまりにも身勝手な「補償費を公開するな」の申し込みは疑問

このような多種多様の権利者ですが、特別委員会として「資金流用・資金不足の主な原因」となった「補償費の支払い」について、個々の金額を公開することを検討し、権利者と話し合いをしています。が、権利者は「公開に反対」の立場を明らかにしてきました。特に、組合役員が連名で特別委員会に「公開には反対」と文書で申し入れをしてきました。

個人情報保護法は理解していますが、自分達は一円の負担金も出さないで「ビルを建て、郊外に立ち退き、新店舗をかまえた」そのうえに、公金を「思うがままに使用し、資金流用を行い、過大補償費を受け取る」ことを平然と行い、適当な言葉ではありませんが「一円の損」もなく、「責任もない」という事態となっています。この人たちが、「個々の補償費を公開してもらっては困る」と、まさに自分達の「立場だけは守る」という身勝手な行為は批判されても仕方がないと言わなくてはなりません。